

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「一般国道31号（広島呉道路）に関する事業」の一部を、下記のとおり変更する。

別紙2中、1.(2)のうち、イ、イ及びイ中、「休日」を「休日（平成21年12月26日及び平成21年12月27日を除く。）」に改める。中、「 から 及び 並びに 」を「 から 及び から 」に改め、 、 、 及び を削り、 平日昼間割引()を 平日昼間割引とし、 を とし、 を とし、 を に、 を とし、 の次に次のとおり加える。

平成21年度年末年始期間特別割引()

イ 割引をする自動車

八に定める期間の午前4時から午前6時までの間又は午後8時から翌午前0時までの間に通行するETC車。

ロ 割引率

1.(2) ロに定める割引率を適用する。

八 適用する期間

平成21年12月26日及び平成21年12月27日。

平成21年度年末年始期間特別割引()

イ 割引をする自動車

八に定める期間の午前6時から午後8時までの間に料金所を通行するETC車。

ロ 割引率

1.(2) ロに定める割引率を適用する。

八 適用する期間

平成21年12月26日及び平成21年12月27日。

平成21年度年末年始期間特別割引()

イ 割引をする自動車

八に定める期間に通行するETC車のうち、軽自動車等又は普通車。

ロ 割引率

1.(2) ロに定める割引率を適用する。

八 適用する期間

平成22年1月4日及び平成22年1月5日。

平成21年度年末年始期間特別割引()

イ 割引をする自動車

八に定める期間に通行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のものに限

る。)のうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条第1項に規定する許可を受けて、同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車又は同法第4条第1項に規定する許可を受けて同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車若しくは同法第4条第1項及び同法第21条第2号に規定する許可を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が当該許可に係る通行をする自動車で、大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者の自動車(3会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための3会社のいずれかへの登録がなされている場合に限る。)

ロ 割引率

1.(2) ロに定める割引率を適用する。

ハ 適用する期間

平成22年1月4日及び平成22年1月5日。

別添2を次のとおり改める。

別添 2

割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ													
前納	×	前納												
深夜			深夜											
通勤			×	通勤										
平夜			×	×	平夜									
平昼			×	×	×	平昼								
休昼			×	×	×	×	休昼							
休特			×	×	×	×	×	休特						
障割			×	×	×	×	×	×	障割					
休バス	×	×					×	×	×	休バス				
年末			×	×	×	×	×	×	×		年末			
年末			×	×	×	×	×	×	×		×	年末		
年末			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	年末	
年末	×	×					×	×	×	×			×	年末

(注)「マイレージ」、「前納」、「深夜」、「通勤」、「平夜」、「平昼」、「休昼」、「休特」、「障割」、「休バス」、「年末」、「年末」、「年末」及び「年末」は、それぞれ、マイレージ割引、ETC前納割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、障害者割引、休日バス割引、平成21年度年末年始期間特別割引()、平成21年度年末年始期間特別割引()、平成21年度年末年始期間特別割引()及び平成21年度年末年始期間特別割引()を指すものとし、縦と横の交差の記号が、 は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日昼間割引、休日昼間割引、休日特別割引、障害者割引、平成21年度年末年始期間特別割引()、平成21年度年末年始期間特別割引()、平成21年度年末年始期間特別割引()
2	マイレージ割引、ETC前納割引、休日バス割引、平成21年度年末年始期間特別割引()